

紛争と法の現在～人類の岐路をどう見透すか

新 倉 修

1 はじめに⁽¹⁾

日本国憲法の前文には、「日本国民は、……政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意」したことが記されている。日本国民は、このような不戦の誓いだけではなく、もっと積極的に国際平和に貢献することを宣言し、その前提として次のような事柄を確認している。すなわち、「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」と述べている。このような日本国憲法の視点から見ると、現在の紛争は捕らえどころのない怪物のように感じられるのであろうか。別の言い方をすれば、現在の紛争にとって、日本国憲法の理念は、時代遅れとなってしまったのであろうか。

この問題を解く鍵は、日本人にとっては、ヒロシマ・ナガサキの被爆体験にあると思われる。ヒロシマ・ナガサキの被爆体験は、人類史上初めて核兵器が人間に対して使われたという意味では、空前絶後である。ビキニ環礁での水爆実験によって被爆した体験も含めて、日本人は三度核兵器を体験したことになる。

鎮魂としてのヒロシマ・ナガサキ

まずは、広島・長崎に61年前に投下された原爆の映像をご覧いただきたい⁽²⁾。このDVDは、爆撃の効果を調べるために、終戦後、アメリカ軍が撮影したものを複製したもので、普通の本屋で500円のワンコインで購入することができる。爆撃のすさまじさを物語る一面を覆う瓦礫の残骸に驚

紛争と法の現在～人類の岐路をどう見透すか（新倉）

くとともに、ほとんど被爆者が映っていない映像は、かえって異様な感じすら与える。また、ナレーションで「放射線の被害を軽減するために、爆破は地上ではなく、空中高くおこなわれた」という部分があるが、空中での爆破によって衝撃波や熱線の威力が高められたのではないかという疑問がある。それだけではなく、放射線の被害についてかなりはっきりとした認識を持っていたことは、原爆の兵器としての残虐性を物語るものとして、重要なポイントと言える。

日本国憲法は、政府による誤った戦争が生み出した帰結といってもよいが、とりわけ原爆の被害を踏まえて、日本国憲法の前文を読み直すと、その言葉の重みが実感できる。

2 原爆をどう受け止めるか？

1) 原爆訴訟から核兵器使用に対する国際民衆法廷まで

広島・長崎に「新型爆弾」が投下された当時、日本政府が行ったのは、スイス政府を通じて、「新型爆弾」が国際法に違反することをアメリカ政府に抗議することであった。その後、日本政府は、サンフランシスコ講和条約を通じて、対外賠償権をすべて放棄し、原爆被爆者には、医療給付を行うようになったが、原爆投下に対する国家の戦争責任は認めていない。原爆訴訟は、原爆被害に対する日本政府の責任を問うものだった。

また、今年、広島では、「原爆投下を裁く国際民衆法廷・広島」が開催される(2006年7月15日～16日)。これは端的に、原爆投下に関与したアメリカ政府高官(ルーズベルト大統領とトルーマン大統領、バーンズ国务長官、スティムスン陸軍長官)と爆撃隊の責任者と爆撃に関与した兵士の法的な責任を問うものである⁽³⁾。この背景には、核兵器の使用および使用の威嚇が国際法に一般的に違反しているとした国際司法裁判所の勧告的意見(1996年7月8日)があり⁽⁴⁾、さらには、無差別的な殺戮(核兵器による攻撃も含まれる)がジェノサイドまたは人道に対する犯罪にあたる場合には、実行者のみならず、その上官にも個人としての刑事責任があり、それを国

際刑事裁判所で処罰することができるというローマ条約 (ICC の設立に関する条約。1998年7月17日)がある⁽⁵⁾。

市民が国家の責任を、さらには国家機関として職務を担当する個人の責任を追及することができる法的な枠組みがつけられつつある。

2) 被爆者団体の役割とノーベル平和賞候補への推薦

原爆の被害を受けた被爆者は、原水爆被害者団体協議会を1956年8月10日に結成し、以来、活発に原水爆の廃絶を訴えてきた。「私たちは自らを救うとともに、私たちの体験をととして人類の危機を救おうという決意を誓い合ったのであります。/私たちは今日ここに声を合わせて高らかに全世界に訴えます。人類は私たちの犠牲と苦難をまたふたび繰り返してはなりません。破壊と死滅の方向に行くおそれのある原子力を決定的に人類の幸福と繁栄との方向に向わせるということこそが、私たちの生きる限りの唯一の願いであります。」(結成宣言「世界への挨拶」より)⁽⁶⁾。ここには、理不尽な被爆体験を乗り越えて、世界平和を創り上げることを訴え、「二度と再び原水爆の被害者を出さない」という決意となって結実した高い志がある。私は、多くの法律家とともに、原爆投下60年にあたる昨年、被団協こそノーベル平和賞に値すると考え、推薦文を起草した。100を超える団体および個人が候補となったが、被団協は最後まで選考対象に残った。最終的には、さまざまな政治的な影響力を考慮して、国際原子力機関 (International Atomic Energy Agency, IAEA) およびその事務局長であるモハメド・エル・バラダイ氏 (Mohamed el-Baradei) が選ばれたが、その受賞理由は「核兵器の不拡散に貢献した」というものであり、直接的には、朝鮮民主主義人民共和国とイラン・イスラム共和国における核兵器開発に対するさまざまな査察活動への関与が注目を浴びたことになっているけれど、核兵器の制限というテーマに世界世論の関心を向けた意義は大きい。また余談になるが、国際原子力機関の議長国がたまたま日本であったため、ノーベル平和賞の授賞式には、日本政府の代表である天野幸也大使が出席

紛争と法の現在～人類の岐路をどう見透すか（新倉）

された⁽⁷⁾。

3 国際紛争を防止する

国際紛争が突然起こるわけではない。その予兆があり、紛争には、その背景となる事情や要因がある。それをできる限り抑制し、国際紛争を未然に防止することが重要になっている。これについてはさまざまな分析があり、複雑にからみついている事情を分かりやすく解き明かすために、ここでは二人の著作者を紹介するにとどめたい。ともに、9/11 という大きな悲劇をきっかけにして研究を進めたという共通項がある。

1) 「暴力の連鎖を止める」

竹中千春さんは、9/11 同時多発テロをきっかけとして、それまでの研究をまとめて『世界はなぜ仲良くできないの？ ——暴力の連鎖を解くために』という本を書いた。暴力の問題について、暴力は6要素(人、信念、ネットワーク、情報、資金、武器)が絡み合っていること、世界は危険で貧しい世界と安全で豊かな世界に分裂しているように見えるが、危険で貧しい世界はさらに暴力的な大都会、暴力的な辺境、紛争地帯という3つのタイプに複合的に絡み合っており、また、安全で豊かな世界から戦争・介入・軍事援助という形で暴力が危険で貧しい世界に「輸出」されており、信念や人・武器・資金・情報・ネットワークなどの暴力が直接供給されているという現象がみられる。他方、危険で貧しい世界からは「テロ、治安悪化、経済利益侵害などの暴力の負の結果」が安全で豊かな世界に流れ込んできている。その上で、暴力の連鎖を防ぐには、「心の平和」の連鎖をつくることが大事だと主張している。それは、「ジャングル大帝」(手塚治虫原作)のレオの物語を現実に移すということでもある⁽⁸⁾。

2) 「われわれはなぜ憎むのか (Why We Hate)」

同じく、9/11 同時多発テロをきっかけに「憎悪」の問題に取り組んだの

が、Rush W. Dozier, Jr.という学者だった。憎悪という感情が脳の古い器質が司る機能であるのに対して、脳の皮質が司る意識や言語を活動させて、憎悪に基づく特有の認識パターン(過度の一般化・ステレオタイプ化・断定的な考え方・人柄に関係づける考え方)や差別化の考え方(われわれ対彼ら)を克服することが大事だという。逆に、共感(Empathy)、理解(Understanding)、許し(Forgiveness)を育てることが大事だという⁽⁹⁾。

4 法の役割と私たち

法の役割について2つの対蹠的な考え方がある。一つは、法は支配の道具だという考え方(支配の法)であり、もう一つは、法は共生の基礎だという考え方(共生のための法)である。前者の考え方は、法は国家のものだという発想に結びつきやすい。これに対して、後者の考え方は、法はみんなのもの(あえて言えば、政治的に自覚を持った自立した市民のもの)だという発想に結びつくことができる。

暴力の連鎖を断ち切り、平和の連鎖をつくるためには、その手段として、暴力ではなく、法を用いることが不可欠となる。

1) 法をつくる

平和をつくる法は、まだ万全のものではない。というのは、数多くある法のうち比較的重要なものとして「法律」が、国会で制定される法という仕組みになっていることに関係がある。私たちが必要とする法が、必ずしもすべてできあがったものというわけではない。日本では特に、国民の代表である議員が法律を立案してつくるという「議員立法」がきわめて少ない。法律の9割は内閣が提案して、国会が議決した閣法だ。ということは、行政の都合に応じて法律がつくられるという仕組みが大手を振って通っているということだ。これを改めることも、大事な国会改革・民主主義改革の課題である。

法は、さらに条約という形でつくられることもある。条約は、国際法の

紛争と法の現在～人類の岐路をどう見透すか（新倉）

一部だ。国際紛争という問題については、この国際法が重要な役割を果たす。条約の締結は、内閣の仕事(憲法 73 条)であり、政府間の協議を通じて条約がつくられ、国連などで採択され、それぞれの政府が国内手続を経て、条約を批准することによって、条約が効力を発生させる(発効)という仕組みになっている。しかし最近では、重要な条約をつくる国際会議に、いろいろな形で NGO（非政府組織）あるいは市民社会（Civil Society）が参加して、大きな影響力を発揮している。対人地雷禁止条約が NGO とミドル・パワーと呼ばれるカナダなどの中軸国の協力がつくられたことや、国際刑事裁判所を設立する ICC ローマ条約には 1000 を超える NGO が意見を述べた例がある。

また、国際人権規約や国際人権に関するさまざまな条約(拷問禁止条約や女性差別撤廃条約、子どもの権利条約など)には、国内の立法・行政が国際人権水準に応じたものであるかどうかを監視する仕組み(レポーティング・アンド・モニタリング・システム)が組み込まれている。さらに、人権による影響評価(人権アセスメント)を推進するために、国内人権委員会を設置したり、地域内の人権裁判所(ヨーロッパ人権裁判所や米州人権裁判所など)を利用したりすることも有力である。

2) 法を活用する

戦後の国際法の基礎はすべて、国連憲章と世界人権宣言に盛り込まれている。とはいえ、まだ完成したものでもなければ、完全なものでもない。バルセロナにあるガウディが設計した「Sagrada Familia 聖家族教会贖罪聖堂」が依然として建設中であるのと同じである。

「平和と人権の法(国際法と国内法の融合)」という大きな目標に向かって、前進することが「国際紛争を解決して、人類が共生しうる世界をつくる」ために不可欠である。その基本な構想は次の通りに描くことができよう。すなわち、平和と人権を二つの支柱として、さらにこれを補完しつつ、法を推進する主体にかかわるロジックとして責任を第三の支柱とする。こ

のような構築物全体を支える土台として、国際的な法教育のネットワークを位置づける。大事な点は、この3つの支柱が相互に支え合うだけではなく、互いに干渉し合う構造をもつことである。モンテスキューの提唱した三権分立モデルは、国家権力の3つの機能を分立させて相互に干渉させ調和を図るという構想であった。私の提案する3つの法体系は、権力の抑制を目的としたものではなく、人類社会を法のネットワークによって支え、暴力と戦争のない社会を創ることを目的としている。さらに、法の3つの支柱は、相互に干渉し合って、最も効果的な(最大の効果)を目指して発展することを予定しているので、干渉と均衡(check and balance)ではなく、干渉と発展ないし成長(check and growth)というメカニズムである。

平和の法

武力行使の禁止(国連憲章2条)+軍縮義務(国連憲章26条)/憲法9条
非軍事的な措置 → 地域的な安全と協力に関する機構+信頼醸成
非暴力的な関与: モニター; ガード

責任の法

重大な国際犯罪についての個人刑事責任(ICC 規程)
重大な人権侵害に対する国家の責任 → 条約化
人道法の普及

人権の法

国際人権規約など国際人権法の普及・実施(条約監視機関) → 建設的対話
国内人権委員会の設置・ネットワーク化
地域的な人権裁判所の設置

国際的な法教育のネットワーク化

平和の法は、国連憲章2条の武力行使の禁止と同26条の軍縮義務を中心

紛争と法の現在～人類の岐路をどう見透すか（新倉）

として、構想される。国連憲章は、国際の平和と安全に関する専門機関として安全保障理事会を設けた(同 24 条)。安保理事会は、まず「軍備規制の方式を確立するため国際連合総会に提出される計画を……作成する責任」を負う(同 26 条)が、さらに紛争の平和的解決のためのさまざまな権限(同第 6 章)、平和に対する脅威、平和の破壊および侵略行為に関する行動(同第 7 章)のほか、地域的取決(同第 8 章)と国際信託統治制度(同第 12 章)などについて、特定の権限を有する。安保理事会の決定には拘束力があり(同 25 条)、とりわけ大きな影響力が期待されるが、他方、主権平等を基礎とする国際連合の原理(国連憲章 2 条)とは時として矛盾する大国主義の規定(同 27 条 3 項にいういわゆる「常任理事国の拒否権」)によって機能不全に陥ったり、振り回されたりすることがある。国連の 60 年余の歩みの中では、そのような制度上のハグを最小限にするような努力も多く試みられてきた。たとえば、東西冷戦によって安保理事会が機能不全に陥ったときには、「総会は、国際の平和と安全を維持し又は回復するための集団的措置(平和の破壊又は侵略行為の場合には必要とあれば軍隊の使用を含む。)について、加盟国に対して適当な勧告をするために直ちにその事項を審議しなければならないことを決議した」総会決議(1950 年 11 月 3 日総会決議 377 (V)。平和のための結集決議)を挙げることができよう。さらに、軍縮を進めることも重要であって、1978 年の第一回軍縮特別総会 (UNSSOD I res. S10/2) に基づいて、包括的完全軍縮を実現するために多国間交渉のための常設の会議体である軍縮会議 (Conference on Disarmament, CD) が設けられた⁽¹⁰⁾。

私に関係している日本国際法律家協会は、1946 年に設立された国際的な法律家 NGO である国際民主法律家協会 (International Association of Democratic Lawyers, IADL) に加入しているが、2005 年 11 月にソフィアで開かれた執行部会議において、「グローバル 9 条キャンペーン」を提案したところ、直ちに賛同を得て、さらに「日本国憲法 9 条が国連憲章 2 条および 26 条と関連するものであって、9 条を国際規範として認知すること

が世界平和を達成するためにきわめて重要である」ことを指摘された⁽¹¹⁾。また、憲法9条が平和を創造するために国際規範として重要な意義をもつことは、つとに、1999年にハーグで開催された市民社会世界平和会議の「ハーグ宣言」でも指摘されている⁽¹²⁾。たとえば、軍備の縮小が戦争あるいは武力行使のあり方そのものをも変える可能性があることは、容易に想像できるであろう。その意味でも、憲法9条2項の「戦力の不保持」が意味するところは重大である。分かりやすく言えば、「目前の人間を文化包丁で刺せるか」という問いかけも、強い喚起力がある⁽¹³⁾。

平和の法の第二の柱は、国際紛争の解決にあたって、非軍事的な措置を重視することにある。国連憲章は、安保理事会が決定した軍事的措置(42条)および安保理事会が国際の平和と安全の維持に必要な措置をとるまでの間における加盟国による自衛権の行使(51条)について、武力行使を容認している。その意味では、戦争を放棄し、一切の戦力を保持しないとしたばかりか、交戦権を否認した憲法9条と国連憲章の間には大きなズレがあるけれど、地域的な安全と協力に関する機構を整備して、信頼醸成措置を築き、軍事的な措置に依存する環境を変えていくならば、国際的な規模で憲法9条の理念を現実のものにする可能性が生まれる。この関係では、国連総会が1984年11月12日に「人民の平和に対する権利に関する宣言」(Declaration on the Right of People to Peace, 39/11)を採択したことに注目したい。全文は次のとおりであるが、注目すべきは、第3項目にある「国の政策は、戦争とりわけ核戦争の脅威を取り除き、国際関係における武力の行使を放棄し、国連憲章に基づく紛争の平和的解決に向けられなければならない」としている点である。この宣言は、有名な友好関係宣言として知られている1970年10月24日の国連総会決議(2625(XXV))と並んで、国連の平和維持機能を拡大する試みとしてきわめて重要である。さらに、国連総会は、紛争の平和的解決に関する決議を繰り返し採択しており、ネパール、ペルー、トーゴに平和と軍縮に関する地域センターを設立する構想まで示している⁽¹⁴⁾。

The General Assembly,

Reaffirming that the principal aim of the United Nations is the maintenance of international peace and security,

Bearing in mind the fundamental principles of international law set forth in the Charter of the United Nations,

Expressing the will and the aspirations of all peoples to eradicate war from the life of mankind and, above all, to avert a world-wide nuclear catastrophe,

Convinced that life without war serves as the primary international prerequisite for the material well-being, development and progress of countries, and for the full implementation of the rights and fundamental human freedoms proclaimed by the United Nations,

Aware that in the nuclear age the establishment of a lasting peace on Earth represents the primary condition for the preservation of human civilization and the survival of mankind,

Recognizing that the maintenance of a peaceful life for peoples is the sacred duty of each State,

1. Solemnly proclaims that the peoples of our planet have a sacred right to peace,
2. Solemnly declares that the preservation of the right of peoples to peace and the promotion of its implementation constitute a fundamental obligation of each State,
3. Emphasizes that ensuring the exercise of the right of peoples to peace demands that the policies of States be directed towards the elimination of the threat of war, particularly nuclear war, the renunciation of the use of force in international relations and the settlement of international disputes by peaceful means on the basis of the Charter of the United Nations,

4. Appeals to all States and international organizations to do their utmost to assist in implementing the right of peoples to peace through the adoption of appropriate measures at both the national and the international level.

このような国連での動向は、一見すると緩慢であって、効果的でないように見えるが、平和の問題が国際的なフォーラムで継続的に討議されていること自体、きわめて重要な進歩と言うべきであろう。さらに国連は、コフィー・アナン事務総長の主導のもとに国連改革に取り組み、国連事務総長の諮問機関であるハイレベル委員会の報告「より安全な世界へ—われわれが共有する責任」(Report of the Secretary-General's High-level Panel on Threats, Challenges and Change, *A More Secure World: Our Shared Responsibility*, United Nations, 2004)を受けて、国連事務総長自身の国連改革に関する報告書「よりいっそう大きな自由」(United Nations, *In Larger Freedom: Towards Development, Security, and Human Rights for All*, Report of the Secretary-General, 21 March 2005)において、ウィルソン大統領の4つの自由にならって、恐怖や貧困からの自由を重要な課題として位置づけ、世界的規模での取り組みを推進する上で、国連に必要とされる改革の方向を指し示した。その精しい検討は他日を期せざるをえないが、いまや国際的なレベルでの人権・開発・平和の活動にとって不可欠なアクターとしてのNGOないし市民社会(Civil Society)を無視することはもはやできない。国家機関や国際機関がNGOや市民社会による活動といかに連携して広範なネットワークを形成することが、平和と人権のいっそうの発展をめざす上で欠かすことのできない課題と言うことができる⁽¹⁵⁾。

市民社会から平和への寄与という点で注目されるのは、非暴力な関与を追求するNGO、非暴力平和隊の活動である⁽¹⁶⁾。

第二の支柱は、責任の法である。責任とは、もともと何かに対応する、

紛争と法の現在～人類の岐路をどう見透すか（新倉）

レスポンスするという言葉から発生した。国内法では、民事的な損害賠償か刑事上の処罰かという法的な効果の違いに応じてそれぞれの責任（民事責任、刑事責任）の成立要件は異なり、近代法では民事責任と刑事責任とははっきりと区別されるようになった。紛争と法という主題から見て重要な点は、紛争を発生させた責任、これを拡大した責任、さらにはこれを抑止しなかった責任など、いろいろな局面で責任を問うことが可能ではあるが、重大な国際犯罪について個人の刑事責任を国際法上問うことができるという新しい仕組みができたことである。1998年7月17日、ローマにおいて開かれた全権外交官会議は、120対8の圧倒的多数で国際刑事裁判所（International Criminal Court, ICC）の設立に関する条約を採択した。ICCの誕生である。ジェノサイド、人道に対する罪、戦争犯罪がさしあたって対象犯罪とされているが、侵略の罪についても定義規定が設けられれば、管轄権の行使ができる対象犯罪となる。もとより個人の刑事責任を追及することは、大規模な犯罪であればあるほど、責任の希薄化などのように、かえって困難な問題があるが、単なる実行犯だけではなく、その背後にいる上官の責任を追及することによって、処罰を免れる悪弊を絶ち、さらには、個人の刑事責任の考え方を徹底することによって将来的には、ジェノサイド、人道に対する罪、戦争犯罪および侵略の罪のような重大な国際犯罪の発生を未然に防止するメカニズムをつくるうえで重要な意味をもっている⁽¹⁷⁾。

同時に指摘しておかなければならないのは、重大な人権侵害に対する国家の責任が問われるケースがあり、国家責任が条約化されるという状況にあることである。さらに、この関係では、人道法の普及が重要な役割を持つことになる。

第三の支柱として、人権の法を挙げたい。平和・責任・人権という三本柱（triad）が相まって始めて、現代的な意味での「紛争に対処する法」の新しい姿が描ける。とは言え、人権というものをどう考えるかについても、はっきりした合意があるわけではない。さらに、重要なことは、とくに日本において国際的な人権基準を国内のさまざまなレベルで活かすことに対

するきわめて大きな消極的な態度が見られることである。その意味でも、国際人権規約などの国際人権法の普及・実施は急務であり、日本政府が、新しく組織された国連の人権理事会に参加するに当たって、自発的に日本における人権条約の実施状況をレポートして選挙に臨んだことは、まさに快挙というにふさわしい決断力のある行動であった。ことほどさように、人権理事会の理事国たる資格や品格というものは、自覚的に人権の促進と保護を追求することにかかっているのである。「人間の安全保障」という構想に見られるように、人間が個人として、また、集団として、安全に生存を全うできるように環境を整え、条件を整備することが人権の基礎条件である。それは単に、あれこれの人権条約を批准しているというレベルのものにとどまるのではなく、人権に根ざした社会を形成する努力をしているかどうかということが問われているのである。かつてスターリンがめざした社会主義国のあり方を一国社会主義と称したように、日本国憲法のあり方を一国平和主義と揶揄する言い方があるが、日本の憲法はけっして一国平和主義ではなく、まさに前文に示すように「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」という「普遍的平和主義」の立場である。それとまったく同じ意味で、人権の享受も一国内問題にとどまらないことは、国連総会決議(2005年12月16日第60会期163号)「平和の促進がすべての人によるあらゆる権利の十全な享受のために不可欠の要求であること」にも示されている⁽¹⁸⁾。そもそも世界人権宣言および2つの国際人権規約(社会権規約および自由権規約)も、当然のことながら、自由平等を基調として、権利と自由の享有における無差別的待遇を定め、法の前の平等を前提としている。さらには、1986年の国連総会決議(12月4日。第41回会期決議128号付属書)「発展の権利に関する宣言」にもはっきりと述べられているように、「人権の相互依存性」(6条)を正面から認めることが世界共通の理解になっている。その中味は、「すべての者のために、あらゆる人権および基本的自由の普遍的な尊重および遵守を助長し、奨励しおよび強化する目的で」の

紛争と法の現在～人類の岐路をどう見透すか（新倉）

国家の協力義務をうたい、すべての人権および基本的自由は、不可分かつ相互依存적である」ことを理由として、人権の実施、奨励および保護のために、同等の注意と緊急の考慮が払われるべきことを確認し、「市民および政治的権利、並びに経済的、社会的および文化的権利の不遵守から生じる発展への障害を除去するために」国家が措置をとるべき義務があることを述べている⁽¹⁹⁾。そのために、人権条約には、その実施状況をモニターし勧告する機能を持つ条約実施委員会が付設されている⁽²⁰⁾。包括的なものは、社会権規約委員会（Committee on Economic, Social and Cultural Rights, CESCR）と自由権規約委員会（Human Rights Committee, HRC）であるが、それ以外にも、子どもの権利委員会（Committee on the Rights of the Child, CRC）、女性差別撤廃委員会（Committee on the Elimination of Discrimination against Women, CEDAW）、人種差別撤廃委員会（Committee on the Elimination of Racial Discrimination, CERD）、拷問廃止委員会（Committee Against Torture, CAT）、移住労働者保護委員会（Committee on the Protection of the Rights of All Migrant Workers and Members of Their Families, CMW）がある。それぞれの条約実施委員会は、個別的な政府報告書の審査報告のみならず、担当する人権条約の解釈について一般的意見（General Comments）を発表することによって、それぞれの人権条約の内容をいっそう明確にし、あるいは実施上の指針となるべきガイドラインを呈示している。このような仕組みは、人権条約を真ん中において、専門委員と政府代表および NGO ないし市民社会が車座になって協議するイメージとしてとらえることができる。車座の協議は、人権の実施について政府も NGO もあるいは関連する企業や個人も、建設的な対話（constructive dialogue）を行うことが期待されている。もっとも、それぞれの条約実施委員会は、2 週間程度の会期を年 2 回ないし 3 回開くものであって、常設機関であっても活動期間が限られている。このほか、重大な人権侵害については、経済社会理事会決議 1503 号によって設けられた個人通報制度（communication）があり、人権促進保護小委員会の委員 5 名

が審査に当たる制度があるだけでなく、自由権規約や拷問禁止条約などはその選択議定書の中で個人通報制度を設けている。

しかし、このような国際的な人権条約体制だけではなく、国内において人権の促進と保護が十分なされるためには、国内人権委員会を設け、その地域間あるいは世界的規模でのネットワーク化を推し進め、国連の目標である「すべての人によるあらゆる人権の十全な享受」を実現することが求められている。この点について、私自身、大学の人権教育委員会にいたときに、学内公開セミナー「人権鵜の目鷹の目」と公開国際シンポジウム「人権を護る、人権を薦める」にかかわり⁽²¹⁾、国連人権委員会決議(1992年54号)および国連総会決議(1993年の第48回会期134号)において「国家機関(国内人権機関)の地位に関する原則(パリ原則)」を定め、できるだけ広い権限をもって、政府から独立した機関が人権にかかわる問題を審議し、調査し、意見や勧告を発表し、人権に関心をもつNGOなどと協議することを求めていることを知った。また、公開国際シンポジウムのパネルを努めてくださったオーストラリア人権委員会委員セヴ・オズドウスキ氏によると、国内人権委員会を有するアジア・オセアニアの諸国が人権委員会の協議会をつくっている。このような地域内での人権委員会のネットワークは、さらに発展すれば、ヨーロッパや米州あるいはアフリカにあるような地域内人権委員会ないしは人権裁判所の設立にまで至るであろう。人権の水準を国内レベルに閉じこめておくのではなく、地域内に広げ、ひいては世界に広げることこそが、人間の安全保障も構想する平和の実現に寄与する由縁と思われる⁽²²⁾。

国際的な法教育のネットワーク化

紛争解決や紛争予防に法を活用するためには、平和・責任・人権の法について、人々が明確に意識し、これを活用する意欲を持つことが大事である。そのためにはまず何よりも、法というものの考え方、ものの処理方法を知ることが必要となる。それはとりもなおさず、法教育の充実というこ

紛争と法の現在～人類の岐路をどう見透すか（新倉）

とにつきる。日本においても、司法制度改革の一環として、司法の国民的基盤の拡大が必要とされ、国民が司法に参加する制度が構想され、刑事の重大な事件に関して、やや限定的であるが、裁判員が参加する刑事裁判が2009年5月までに実施することが決められた(裁判員法)。その際に、法という仕組みが特殊な語義や語彙、言い回しによってわかりにくくなっているところを分かりやすく言い換えるだけではなく、そもそもどのような発想や結論を求めるのかを十分に知ることが重要である。今求められている法教育とは、そのような法律に見られる特殊な言葉を分かりやすく言い換えるだけではなく、法という発想方法や解決方法を知ることをめざしている。法というものは、もともとそれぞれの社会の中から、それぞれの社会の必要によって生まれてきたものであるから、それぞれの社会に特有な部分があるけれど、人権を軸にして見ると、かなりの部分において共通性があることも事実である。そのような共通性を学びつつ、それ以外のそれぞれの社会に特有のところを理解することが肝要であり、国際的に共通の体験として法教育を推し進めれば、国連の目標とする「すべての人によるあらゆる人権の十全な享受」はよりいっそう実現を早められると言ってもよい。紛争とりわけ国際紛争に対処する方法としては、平和・責任・人権の法を国際的な法教育のネットワークを通じて学習し、さらにこのような法を実現する主体を形成し、その活動をたとえば地域的な人権委員会のネットワークやさらには地域内人権委員会ないし地域内人権裁判所を通じて実現することが大事である。つまるところ、地球的規模で考え、地域に根ざして活動することが重要である(Think globally, act locally.)。

(注)

- (1) 本稿は、2006年度青山学院大学市民公開講座・相模原キャンパス「紛争と法」第5回(2006年7月15日(土))で話したものであるが、平松紘教授の追悼に捧げるために大幅に加筆した。公開講座の構成は、第1回「人はなぜ闘うのか」(住吉雅美・本学法学部教授)、第2回「国際人道法と赤十字社」(小池政行・日本赤十字看護大学教授・本学法学部非常勤講師)、第3回「被

害者へのまなざし」(大谷美紀子弁護士・日本弁護士連合会国際室長), 第4回「国際刑事裁判所」(安藤泰子・本学法学部助教授), 第5回「紛争と法の現在」(新倉修)であった。

そのときの問題意識を記録のためここに掲載する。「紛争には、さまざまな規模・内容・原因のものがある。その中でも深刻なものは、国際的な武力紛争である。戦争はその典型的な例だが、内乱やアメリカが中心となって推進している「テロとの戦争」も相当深刻なものになっている。戦争を仕掛けたアメリカが用いた論理は、「国益の保護」と「力による解決」であった。15万人から20万人にも上る兵力をイラクに派遣し、年間で数百億ドルをも投入して、2000人の戦死者という犠牲を払ってでも守るべき「国益」があると言えるのであろうか。イラク側の損失は、さらに数百倍に当たる。さらにアフリカやアジアでは、相変わらず地域紛争が絶えない。これによる人命の損失は甚大である。人々がますます相互依存しなければ生存し得ない時代にあつて、紛争を防止し、制御し、抑止することがますます重要になってきている。人類の岐路を見透して、共生の社会を建設することが、いま求められているのではないか。」

- (2) 「凄戦ガダルカナル:ドキュメント世界第二次大戦(1)」cosmic pictures
- (3) 原爆投下を裁く国際民衆法廷・広島 (<http://www.abomb-hiroshima-tribunal.com/>)
- (4) ICJ: Advisory Opinion of 8 July 1996 on legality of the threat or use of nuclear weapons (<http://www.icj-cij.org/icjwww/icasess/iunan/iunanframe.htm>)
- (5) アムネスティ・インターナショナル日本支部人権法部会編『入門 国際刑事裁判所』現代人文社(改訳二刷・2005年)
- (6) 日本原水爆被害者団体協議会 (<http://www.ne.jp/asahi/hidankyo/nihon/>)
- (7) ノーベル平和委員会 (<http://nobelprize.org/nobel-prizes/peace/laureates/2005/>)
- (8) 竹中千春「暴力の連鎖を止める鍵をもとめて」岩波書店編集部編『いま、この研究がおもしろい』岩波ジュニア新書 509 (2005)
- (9) Rush W. Dozier, Jr., Why We Hate, Contemporary Books, 2002.
- (10) 構成国は、元は40カ国であったが、その後、増員して、現在は65カ国である。次の10の分野(Decalogue)について協議を行う。①核兵器, ②化学兵器, ③その他の大量破壊兵器, ④通常兵器, ⑤軍事予算の削減, ⑥軍隊の削減, ⑦軍縮と開発, ⑧軍縮と国際安全保障, ⑨すべての関係国に受け入れることのできる付随的措置, 信頼醸成措置および効果的な検証方法であつて、適切な軍縮措置に関連するもの, ⑩効果的な国際的管理のもとにお

紛争と法の現在～人類の岐路をどう見透すか（新倉）

ける全般的かつ完全な軍縮に導かれる包括的な軍縮計画。さらに、同じく第1回軍縮特別総会決議（GA res. S10/2, para. 124）によって、軍縮事項に関する助言機関（Advisory Board on Disarmament Matters）が設けられ、国連事務総長の指名する22名の専門家が、兵器制限および軍縮に関して国連事務総長に助言し、国連軍縮研究所（United Nations Institute for Disarmament Research, UNIDIR）の理事となり、国連軍縮情報計画について助言する役割を持っている。

- (11) 笹本潤「グローバル9条キャンペーン、9条世界会議へ向けて」Interjurist 152, p. 14 および新倉修「グローバル9条キャンペーン・目的と行動」Interjurist 153, p. 2。なお、日本国際法律家協会（Japan Lawyers International Solidarity Association, JALISA）は、1957年に設立され、初代会長は、長野国助弁護士であった。ちなみに、歴代会長は、沼田稲次郎・都立大学名誉教授、小林孝輔・青山学院大学名誉教授、仲田晋弁護士、藤田勇・東京大学名誉教授、江藤价泰・都立大学名誉教授である。
- (12) 事前に配布された討議資料「21世紀の平和と正義への課題」および日本からの参加者の意見については、Interjurist 126「ハーグ平和アピール1999」特集号およびHAP99日本法律家実行委員会編「HAP99に向けての日本の法律家のアピール——非軍事平和思想を国際規範に」およびその英語版Japan Lawyers National Promoting Committee for HAP99 “An Appeal from Japan’s Lawyers for HAP99: Making the Philosophy of Nonmilitary Peace an International Norm”を見よ。

ハーグ平和アピール市民社会会議（Hague Appeal for peace Civil Society Conference, May 11–15, 1999）は、会議を終えるにあたって、会議中の討議をとりまとめる「10の基本原則」を発表した。「公正な世界秩序のための10の基本原則」は以下のとおりである。

- 1 各国議会は、日本国憲法第9条のような、政府が戦争をすることを禁止する決議を採択すべきである。
- 2 すべての国家は、国際司法裁判所の強制管轄権を無条件に認めるべきである。
- 3 各国政府は、国際刑事裁判所規程を批准し、対人地雷禁止条約を実施すべきである。
- 4 すべての国家は、「新しい外交」を取り入れるべきである。「新しい外交」とは、政府、国際組織、市民社会のパートナーシップである。
- 5 世界は人道的な危機の傍観者でいることはできない。しかし、武力に訴えるまえにあらゆる外交的な手段が尽くされるべきであり、仮に武力に訴えるとしても国連の権威のもとでなされるべきである。

- 6 核兵器廃絶条約の締結をめざす交渉がただちに開始されるべきである。
- 7 小火器の取引は厳しく制限されるべきである。
- 8 経済的権利は市民的権利と同じように重視されるべきである。
- 9 平和教育は世界のあらゆる学校で必修科目であるべきである。
- 10 「戦争防止地球行動 (Global Action to Prevent War)」の計画が平和な世界秩序の基礎になるべきである。

(君島東彦訳)

- (13) 阿部浩己・鶴飼哲・森巢博『戦争の克服』集英社新書(2006)230頁。また、谷川俊太郎の詩の一節に「暗殺とは一人が一人を殺すこと / 戦争とは万人が万人を殺すこと / 死刑とは万人が一人を殺すこと」がある(同書233頁～234頁)。
- (14) まずは「国際平和年」(International Year of Peace)に関する決議が数度なされている(37/16, 38/56, 42/13)。1986年から「ネパール、バレーおよびトーゴにおける平和と軍縮地域センター」(Regional centres for peace and disarmament in Nepal, Peru and Togo)についての決議がなされた(40/151, 41/60J, 42/39D, 44/117F)。またその間、1988年から「人民の平和に対する権利」(Right of People to Peace)の決議も繰り返し採択されている(43/22, 45/14)。1992年12月18日には、より包括的な「平和の課題」(Agenda for Peace)に関する決議がなされた(47/120)。1990年から1999年までは「国連平和の十年」とされた(1989年11月17日 United Nations Decade of International Law 1990–1999 44/23)。「平和の文化に関する決議」(Culture of Peace)も繰り返し採択されている(50/173, 51/101, 52/15, 52/13, 53/25)。近年ではさらに、1996年の「平和の文化に関する宣言および行動計画」(Declaration and Programme of Action on a Culture of Peace A/RES/53/243)、2001年からは「世界の子どものための平和の文化と非暴力の国連の十年」(International Decade for a Culture of Peace and Non-Violence for the Children of the World, 2001–2010, A/RES/59/143)が宣言された。国連総会だけでなく、経済社会理事会の下部機関である人権委員会(Commission on Human Rights)でも、2000年に「平和の文化に向けて」(Towards a culture of peace, 2000/66)が決議され、2005年には「すべての人によるあらゆる人権の十全な享受のための不可欠な条件としての平和の推進」についての決議が採択された(Promotion of peace as a vital requirement for the full enjoyment of all human rights by all, 2005/56)。国連総会は2006年に、人権委員会のこの決議に基づいて、同名の決議を採択した(Promotion of peace as a vital requirement for the full enjoyment of

紛争と法の現在～人類の岐路をどう見透すか（新倉）

all human rights by all, A/RES/60/163)。

- (15) 世界は新たな挑戦を受けているという問題意識で日本政府の対応を提言する総合研究開発機構(NIRA)・横田洋三・久保文明・大芝亮編『グローバル・ガバナンス——「新たな脅威」と国連・アメリカ』日本経済評論社(2006年)は、チャレンジングな内容で検討に値する。また、篠田英朗『平和構築と法の支配-国際平和活動の理論的・機能的分析』創文社(2003年)、猪口邦子『戦略的平和思考-戦場から議場へ』NTT出版(2004年)も興味深い。
- (16) 君島東彦「非暴力平和主義の可能性」ピープルズ・プラン研究第15号(ピープルズ・プラン研究所, 2001年8月)63～65頁, 同「巻頭言:「しない」平和主義と「する」平和主義」『非暴力平和隊・日本ニューズレター創刊号』(2004年3月28日発行), 君島東彦「NGOの平和構築が憲法の平和主義を具体化する」論座115号(2004年12月号), 君島東彦「「武力によらない平和」の構想と実践」法律時報76巻7号(2004年6月号)79頁～85頁, 君島東彦×辻元清美「どちらがほんとうに現実的なのか」世界740号(2005年5月号), 我部政明・川崎哲・姜尚中・君島東彦・高原明生・藤原帰一・前田哲男「シンポジウム・北東アジアの安全保障と憲法9条」世界719号(2003年10月号)を参照。
- (17) 国際刑事裁判所については, さしあたり, 安藤泰子『国際刑事裁判所の理念』成文堂(2001年)およびアムネスティ・インターナショナル日本支部人権法部会編・前掲『入門 国際刑事裁判所』現代人文社(改訂二刷・2005年)を見よ。さらに, 新倉修「不処罰の空洞をふさぐ国際刑事裁判所」世界週報85巻34号(4162号。2004年)28頁～31頁。このほか, 秋葉剛男・植木俊哉・石垣友明「国際刑事裁判所の現状とその将来」ジュリスト1285号(2005年4月14日号)108頁以下, 野口元郎「国際刑事裁判所は今——日本の加盟が果たす意味」論座(2006年)2006年1月号240頁以下参照。
- (18) 2005年12月16日に採択された国連総会第60回会期163号決議(Promotion of peace as a vital requirement for the full enjoyment of all human rights by all, A/RES/60/163)。
- (19) 人権実施上の国家の責任については, 申恵丰『人権条約上の国家の義務』日本評論社(1999年)を見よ。
- (20) Human rights treaty bodies と総称される。地域別割合・性別などを考慮して4年任期で選ばれる専門委員によって構成される。各人権条約を批准した国は, 定期的に国内における人権の実施状況を報告する義務を負い, 審査の過程はかなりの程度, 公開され, 関心をもつ個人あるいは団体は, 意見を述べることができ, 審査を傍聴することができる。委員会は, 審査結果を「結論的コメント」あるいは「最終所見」(concluding observations)として

発表する。

- (21) それぞれ報告書が作成された。青山学院大学人権教育委員会主催・人権影響アセスメント (Human Rights Impact Assessment) に関する学内公開セミナー「人権・鶉の目鷹の目」——人権について語ろう！ 記録報告書(2002 年 12 月 2 日開催)。セミナーの司会は私が務め、パネラーには、横田洋三教授(中央大学。国連人権委員会人権小委員会委員)と申恵丰助教授をお願いした。また、青山学院大学人権教育委員会公開国際シンポジウム「人権を護る。人権を薦める——人権委員会の役割と課題——」(2003 年 12 月 15 日開催)。司会＝コーディネーターは申恵丰助教授、パネラーには、セヴ・オズドウスキ氏(オーストラリア人権委員会委員)、チョン・カンジャ氏(大韓民国人権委員会委員)、山崎公士氏(新潟大学法学部教授)。指定討論者としてマオラノン・ピチュット氏(新潟大学法学部助教授、タイ人権委員会委員)が発言された。
- (22) そのような意味において、最上敏樹『いま平和とは——人権と人道をめぐる 9 話』岩波新書(2006 年)は必読である。特に、131 頁以下(平和と人権と市民たち)および 207 頁以下(東アジア共同体)を見よ。

